

# 「OSAKA女性活躍推進 ドーン de キラリ フェスティバル 2024 with 万博の 企画・実施」仕様書

## 1 委託事業名

OSAKA女性活躍推進 ドーン de キラリ フェスティバル 2024 with 万博の企画・実施(以下「本業務」という。)

## 2 事業目的

大阪府では、大阪の女性活躍、男女共同参画の拠点である大阪府立男女共同参画・青少年センター(愛称:ドーンセンター。以下、「ドーンセンター」という。)において、「OSAKA女性活躍推進会議」と大阪府で2015年から「OSAKA女性活躍推進 ドーン de キラリ フェスティバル」(以下『「ドーン de キラリ」イベント』という。)を開催している。

「ドーン de キラリ」イベントでは、OSAKA 女性活躍推進月間である9月に、金曜日と土曜日の2日間にわたって、女性活躍をテーマにしたセミナーやイベント、相談会等の様々なプログラムを行う。

2025年に開催される大阪・関西万博は、持続可能な開発目標(SDGs)達成への貢献をめざしている。そうした中、大阪・関西万博においては、全ての女性が活躍することができる社会の実現をめざし、日本の取組や日本における女性活躍の状況を国内外に発信するとともに、世界における女性活躍の状況を紹介することを目的に、「ウーマンズ パビリオン in collaboration with Cartier」(以下、「ウーマンズ パビリオン」という。)が展覧される予定である。

そこで、大阪府では、「ドーン de キラリ」イベントと同日に、女性活躍推進と大阪・関西万博開催の機運を相乗的に醸成することを目的に、大阪・関西万博のPRイベント「OSAKA女性活躍推進ドーン de キラリ フェスティバル 2024 with 万博」(以下「本事業」という。)を開催することとする。

本事業は、目的達成のため、多くの府民に次の点について知っていただき、それぞれの行動への気付きと、開催年に万博会場への来場・参加を促すイベントとする。

- ・ 2025年大阪・関西万博はSDGs達成への貢献を開催目的に掲げている。SDGsゴールの1つにNo.5として「ジェンダー平等の実現」がある。
- ・ 万博の開催地である大阪には、男女共同参画や女性活躍推進を推進する拠点として、ドーンセンターがあり、「ジェンダー平等の実現」に向けた取組みを推進している。

本事業については、民間事業者等の知識やノウハウ等を活用し、より効果的・効率的に実施するため、企画提案公募により受託事業者を募集する。

(参考)「ドーン de キラリ」イベント及び本事業の詳細については以下ホームページを参照。

<https://www.pref.osaka.lg.jp/danjo/osaka-jyokatsu-kaigi/fes2023.html>

## 3 契約期間

契約締結日から令和6年10月31日(木)まで

## 4 委託上限額

5,284,000円(消費税及び地方消費税含む)

※ 令和6年度予算は2月定例会に提出され、議会の議決を経て最終確定するものである。

## 5 委託業務概要

男女共同参画や女性活躍推進をめぐる現状においては、社会の様々な分野への女性の参画が十分に進んでいないことや、仕事と子育ての両立の難しさ、女性の家事負担が男性と比較して大きいことなど依然として、

社会全体で取り組むべき多くの課題がある。

課題解決に取り組むためには、大阪府の男女共同参画の拠点であるドーンセンターにおいて、「OSAKA女性活躍推進会議」等と連携し、女性活躍推進、ジェンダー平等の実現と万博の機運醸成を行っていくことが効果的である。

次の業務を一括して実施するためには、企画立案、周知・広報、準備、当日の運営、効果分析といったそれぞれの段階において、高度な技術とノウハウが要求されるものである。なお、業務の実施にあたっては、大阪府（以下「発注者」という。）と十分に協議・調整を行うこと。

- (1) 万博関連トークイベントの企画・実施
- (2) 万博PRイベント等の企画・実施
- (3) 本事業及び「ドーン de キラリ」イベントにかかる効果的な広報手法の立案及び実施
- (4) 当日の業務運営及びスタッフの配置

【本事業と「ドーン de キラリ」イベントにおける役割分担について】

	受託事業者	府（男女参画・府民協働課）	「ドーン de キラリ」イベント 参加団体
本事業	・下記6(1)、(2)、(3)及び(4)にかかる企画・実施	—	—
「ドーン de キラリ」イベント	・下記6(4)、7及び8にかかる事業運営	当課が主催する事業にかかる企画・実施（公募仕様書別添の令和5年度『ドーン de キラリ』イベント」事業一覧のうち赤枠で示す事業）	各参加団体が主催する事業にかかる企画・実施（公募仕様書別添の令和5年度『ドーン de キラリ』イベント」事業一覧のうち赤枠で示していない事業）

※公募仕様書別添の令和5年度『ドーン de キラリ』イベント」事業実施一覧に示す事業のうち、本事業に相当する事業は、F15、S13、S20、S21である。

## 6 委託業務内容等の補足及び提案を求める事項

### (1) 万博関連トークイベントの企画・実施

- 子どもから大人まで幅広い層の集客が見込める出演者をキャスティングし、女性活躍推進と万博開催についてのトークイベントを企画・実施すること。
- 大阪・関西万博の開催目的等を紹介することにより、世界や日本での女性活躍推進の状況を参加者に知ってもらおうとともに、万博会場を訪れたいと感じるような内容とすること。なお、企画・実施においては、女性活躍推進や万博への関心が低い層にも幅広く興味を持ってもらえるよう工夫すること。  
例) 大阪に縁のある芸能人など子どもから大人まで幅広い層の集客が見込める方、女性活躍推進の有識者、大阪・関西万博に高い識見を有する方等によるトークイベントなど
- 万博関連トークイベントを周知する広報物（チラシ・ポスター）のデザイン制作（府が直接関係団体等へ配布するチラシ・ポスターについては制作されたデザインを基に府で印刷を行う）をすること。広報物はイベント周知だけでなく、女性活躍推進や万博開催についてもより効果的に周知する内容とすること。また、6(1)の万博トークイベントの内容に加え、(2)の万博PRイベント等の内容も反映したものであること。
- 広報物のデザイン制作にあたっては、受託者は大阪府と協議・調整の上、内容（デザインや文言含む）を決定すること。（納品期限は令和6年6月中旬を予定）

※万博のロゴマークやキャラクターを使用するにあたり、発注者から公益社団法人2025年日本国際博覧会協会への申請を行う。

※第三者の著作権等を侵害しないよう留意すること。

(2) 万博PRイベント等の企画・実施

- 万博や女性活躍推進の要素を含むイベントを企画・実施すること。ドーンセンター1階パフォーマンススペースを中心に、子どもから大人まで楽しめるような参加型の万博PRイベント(例:大阪・関西万博公式キャラクター「ミャクミャク」や大阪府広報担当副知事「もずやん」等を活用した縁日、祭りなど)を企画・実施すること。大阪城周辺を観光するインバウンドも取り込める企画内容であればなお良い。
- ※「ミャクミャク」や「もずやん」をイベントに登場させる場合等は、発注者から公益社団法人2025年日本国際博覧会協会、大阪府庁担当部署への申請を行う。キャラクター用アクターは、事業者で手配すること。
- 上記6(1)のトークイベントの集客につながる効果的な企画とすること。
- 本事業だけでなく、「ドーン de キラリ」イベントへの参加を促す工夫をすること。また、ドーンセンターという施設の認知度向上にも寄与すること。
- 例) 本事業や「ドーン de キラリ」イベントの複数プログラムへ参加した方に、景品等を配布するなど。
- ※既存の万博PRグッズや、万博にちなんだ「ドーン de キラリ」イベント限定グッズを制作し、景品として配布することも可とする。ただし、制作したグッズをイベントPRに使用する場合は、ライセンス料が発生する可能性がある。
- ※万博のロゴマークやキャラクターを使用するにあたり、発注者から公益社団法人2025年日本国際博覧会協会への申請を行う。
- ※第三者の著作権等を侵害しないよう留意すること。

(3) 本事業及び「ドーン de キラリ」イベントにかかる効果的な広報手法の立案及び実施

- 上記6(1)・(2)で制作した広報物、大阪府が有する広報媒体(WEB サイトや各種 SNS 等への広告掲出など)及びその他効果的と考えられる広報媒体を活用すること。
- 広く本事業が周知できるような効果的な広報手法の立案・実施を行うこと。その際は、本事業の広報に加えて、「ドーン de キラリ」イベントが同日に開催されることなどを周知する内容も盛り込むこと。また、広報スケジュールを策定すること。
- 女性活躍や万博に関心の低い層にも本事業及び「ドーン de キラリ」イベントのことを知ってもらい、来場を促すような広報とすること。特に、若年層(10代~20代)やファミリー層にアプローチできる内容であることが望ましい。
- 屋外看板等、当日ドーンセンター前を通行する方の目を引く媒体を設置すること。
  - ・令和6年9月6日(金)9時から9時30分の間にドーンセンター正面入口付近に設置し、令和6年9月7日(土)16時30分以降に撤収すること。
  - ・設置にあたっては、ドーンセンター施設管理者(ドーン事業共同体)と調整すること。
- どのような媒体から本事業及び「ドーン de キラリ」イベントの情報を入手したかのアンケートを実施するなど、各広報の効果分析を行い、発注者へ報告すること。

【広報の役割分担について】

	受託事業者	府(男女参画・府民協働課)	「ドーン de キラリ」イベント参加団体
内容	①本事業の広報物デザイン制作 ②上記デザインを活用した事業の広報手法の立案・実施 (受託事業者の自主的な広報により配布するチラシ・ポスターの印刷を含む。また、本事業広報の際は、「ドーン de キラリ」イベントの周知	①本事業のチラシ・ポスターの印刷及び関係団体への配布(府が直接関係団体へ配布するものは府で印刷を行う) ②「ドーン de キラリ」イベントの広報(「ドーン de キラリ」イベントのリーフレット制作、印刷、関係団	①各参加団体の主催事業にかかる広報(「ドーン de キラリ」イベントの中で開催する旨の広報など)

も併せて行う)	体等への配布) ③「ドーン de キラリ」イベントの中で当課が主催する事業のチラシ制作、印刷、関係団体への配布 ④大阪府広報媒体を活用した上記②及び③の広報	
---------	--	--

(4)当日の業務運営及びスタッフの配置

- ・令和6年9月6日(金)及び7日(土)に、本事業及び「ドーン de キラリ」イベントにおいて、当課が主催として実施する事業(公募仕様書別添の令和5年度「『ドーン de キラリ』イベント」事業一覧のうち赤枠で示す事業参照)にかかる会場設営、必要物品の調達及び搬出入、会場案内表示、来館者誘導、警備、総合案内の設営・運営・撤収・原状復帰、記録写真の撮影、キラリマルシェ会場の設営・撤収・原状復帰、景品の準備(袋詰め等)、イベント参加者への景品渡しなどの運営全般を行うこと。
- ・本事業及び「ドーン de キラリ」イベントを円滑に遂行するため、下記プログラムごとに業務責任者を配置するとともに、必要な人員を適切に配置すること。

【当日常駐スタッフの配置を要するプログラム等一覧】

プログラム	想定される業務	開催日
万博関連トークイベント	・会場設営 ・配信業者との連絡調整 ・出演者アテンド等の対応 ・参加者受付 ・撤収・原状復帰 等の業務全般	金(設営のみ) 土(実施)
万博PRイベント等	・会場設営 ・参加者受付・案内 ・景品準備・提供 ・撤収・原状復帰 ・キャラクター用アクター 等の業務全般	金(設営のみ) 土(実施)
ストリートピアノ(1台。1階ロビーにて実施。ピアノはドーンセンター備品を使用)	・設営 ・受付・案内 ・撤収・原状復帰 等の業務全般	金・土
キラリマルシェ(※1)	・会場設営 ・来場者案内 ・当日の出展事業者対応 ・警備 ・撤収・原状復帰 等の業務全般	金(設営のみ) 土(実施)
総合案内	・設営 ・来場者受付・案内 ・撤収、原状復帰 等の業務全般	金・土

(※1)キラリマルシェは、府で事業者募集から選定(出展者は最大20者を予定)までを行う。実施場所はドーンセンター正面入口前を予定。(1階のオープンスペースに変更の場合あり)

- ・当日の運営スタッフや府事務局（必要台数：10台）との連絡調整に必要な通信機器（無線等）を用意すること。
- ・常に来館者の安全に注意を払い、その確保に努めること。
- ・地震、火災等災害が発生したときは、来館者の避難誘導を行うとともに、直ちに連絡、通報し、消火等作業を行うこと。

## 7. 本事業及び「ドーン de キラリ」イベントを円滑に行うための各種業務

### (1) 連絡調整業務

- ・発注者と緊密に連絡を取り、情報を共有しながら業務を推進すること。
- ・打ち合わせについては、発注者の指定する場所（オンライン含む）において、発注者（府）が必要とする回数実施すること。
- ・ドーンセンター施設管理者との随時の調整（各出展者搬入経路・時刻、設営等）等を行うこと。

### (2) 各種掲示物の制作

- ・発注者が提供する原稿を基に、イベント当日に使用する以下の各種掲示物を制作すること。納期は別途協議のうえ決定する。
- ・規格：マットコート紙またはコート紙、A3・A4・名刺サイズ片面、4色フルカラー印刷
- ・数量：発注者が指定する数  
（令和5年度実績）A3=60枚、A4=40枚、名刺サイズ=80枚  
※実施プログラム数は毎年変動します。
- ・内容：実施プログラムを紹介する各セミナー室前貼紙等

### (3) イベント保険への加入

- ・本事業及び「ドーン de キラリ」イベント当日の来館者を対象とし、その損害を補償するための保険（施設賠償責任保険、傷害総合保険、事業参加者傷害保険、施設入場者傷害保険等）に加入すること。加入する保険が補償する損害については、発注者及び受注者の責任の有無を問わず、本事業及び「ドーン de キラリ」イベント当日に、会場内で発生した傷害を対象とする。
- ・保険期間：令和6年9月6日（金）及び7日（土）
- ・被保険者：ドーンセンター来館者
- ・被保険者数：4,000人（参考：想定来場者数 2日間で3,000人以上）  
※令和6年9月7日（土）は、マルシェ等飲食の販売を実施するため、飲食物危険補償特約をつけること。

### (4) 記録写真の撮影

- ・令和6年9月6日（金）及び7日（土）に実施する本事業及び「ドーン de キラリ」イベントのうち発注者が指定する事業について、各事業内容がわかるよう記録写真を撮影すること。撮影に際しては、今後の広報活動に利用できるよう、参加者を背後から撮影するなど、個人を特定できない構成の写真を含めること。
- ・設営・原状復帰にあたっては、実施前・実施後の記録写真を撮影すること。
- ・撮影した写真を、事業別にフォルダに整理するとともに、各事業の様子や雰囲気最もよくわかる写真を2～3枚程度抜粋し、ベストアルバムとしてフォルダに整理すること。
- ・上記のデータをDVD等により令和6年10月31日（木）までに納品すること。

### (5) 実施報告書の作成

- ・受注者は、(1)から(4)の業務について、業務の実施状況を撮影し、整理した上で、実施報告書を作成し、事業終了後に発注者に提出すること。実施報告書についてはカラーで出力したものを紙媒体で2部及び電子媒体で提出すること。

## 8. 業務進行予定及び体制等の策定

- (1) 計画を立てて進行管理を行うこと。詳細については、事前に発注者と協議すること。
- (2) 各業務の具体的な運営体制を提案するとともに、各業務における責任者を定め、発注者が進捗状況について随時確認可能な体制とすること。
- (3) 連絡調整が円滑に進むよう、発注者との窓口となる担当者を定めること。

## 9. 事業全体に係る留意点

### (1) 業務遂行について

- ・受注者は、本業務の受託に際して、発注者との連絡・調整を一元的に行う業務責任者を定め、大阪府担当者に報告すること。また、業務責任者は発注者が指定する職員と常に連絡をとれるよう努め、緊急の場合は、即時作業に着手可能な体制を整えておくこと。
- ・受注者はこの業務を実施するに当たり関係法令を遵守するとともに、この仕様に基づき常に発注者と密接に連絡を取り、契約期間内に業務を完了すること。
- ・受注者は本業務において、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び大阪府個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年大阪府条例第60号）等の関係法令等を遵守すること。
- ・発注者は、受注者がこの仕様書に定める内容を履行できないことが明らかと判断される場合、契約を解除することができる。
- ・受注者は再委託を行おうとする時は、事前に発注者に申請し承認を得ること。
- ・受注者及び本業務に携わる受注者の従事者は、本業務によって知り得た発注者の業務上の情報及び個人情報等を本業務以外の目的に使用又は第三者に開示若しくは漏洩してはならないものとし、守秘義務を負うこと。また、受注者は、そのために必要な措置を講じること。この業務の完了後についても同様とする。
- ・この業務に関する打ち合わせや取材等の経費及びその他この業務に付随する必要な経費はすべて受注者の負担とする。
- ・受注者は、発注者が業務の途中経過の報告を求めたときは、これに応じること。
- ・労働基準法・最低賃金法等の労働関係法令を遵守すること
- ・契約期間中に労働関係法令が改定されても業務に支障が生じないよう配慮すること
- ・ドーンセンターの施設、設備及び備品等の運用管理、保全に協力すること。ドーンセンターの館内及び敷地内での喫煙は行わないこと。
- ・会場使用料及びドーンセンターが所有する附帯設備は発注者の負担とする。なお、それ以外の設備、消耗品等については受注者の負担とする。
- ・主催者の判断により本業務を行わないこととなった場合は、発注者は受注者に対して現に要した費用のみを支払うものとする。
- ・その他詳細については、大阪府男女参画・府民協働課と本事業の委託契約を締結する際に別途協議する。
- ・この仕様書に定めのない事項又は業務内容等に疑義が生じたときは、発注者と受注者が協議の上、決定する。

### (2) 著作権及び使用料等について

- ・本業務における企画、映像等一切の著作権料及び使用料等についてはすべて委託金額内に含む。
- ・本業務における成果物の著作権（著作権法第21条から第28条に定める権利を含む。）については、発注者に帰属するものとする。また、本業務終了後においても発注者がその保有する広報媒体等を活用して公表

等を行うにあたり、著作権使用料等が別途発生しないようにし、自由に無償で使用できるものとするとともに、著作者人格権（著作権法第18条第1項、第19条第1項及び第20条第1項に定める権利を含む。）の行使をしないこと。

- ・本業務による成果物については、使用料、その他名目の如何を問わず、使用の対価を一切請求することができない。
- ・成果物については、発注者及び発注者から許諾を得た第三者の自由な使用を認める。
- ・成果物に使用されるすべてのものは、必ず著作権等の了承を得て使用すること。
- ・成果物が第三者の著作権等を侵害したことにより当該第三者から制作物の使用の差し止め又は損害賠償を求められた場合、受注者は発注者に生じた損害を賠償しなければならない。

## 10. 成果品等（提出物）

広告データ、記録写真データ及び実施報告書

※制作した資料等に係る所有権、著作財産権については、発注者に帰属するものとし、また著作者人格権（ただし既に第三者の権利のものを除く）は行使しないものとする。

### 【参考情報 令和5年度実績】

○事業名称:

「ドーン de キラリ フェスティバル 2023」 及び  
「ドーン de キラリ フェスティバル 2023 with 万博」

○実施日:令和5年9月8日(金)、9日(土)

○実施事業:37 事業 (詳細は別紙実施事業一覧のとおり)

○来館者数:2,045 人

○セミナー参加者数:1,464 人 (WEB 含む)

<主な広報実績>

○リーフレット等作成枚数:総合リーフレット 50,000 枚

女性活躍推進セミナー 6,500 枚

ドーン de キラリ フェスティバル 2023 with 万博 6,500 枚

働く女性・働きたい女性のための相談会 6,500 枚

府民向けセミナー 5,000 枚

○ポスター制作枚数:B2 判 50 枚

○ポスターの駅貼り:

令和5年8月 21 日(日)~27 日(日)の間、Osaka Metro 天満橋駅北改札付近にて

B2 判ポスター 14 枚を掲示

○新聞広告:令和5年8月 26 日(土)産経新聞朝刊大阪府下版5段 1/2

○電車の車内吊り広告:令和5年9月2日(土)~5日(火)の間、Osaka Metro B3 中吊り全車枠